

委託業務処理要領

この要領は、下記業務を処理するためのものであり、この要領に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ除雪等を実施し、該当施設敷地内の冬期間の歩行者及び車両の通行並びに駐車に支障のない状態を確保するものとする。

記

1 業 務 名

旭川方面本部総合庁舎敷地外除排雪業務

2 業 務 期 間

令和7年11月1日から令和8年3月31日まで

3 使用機械及び人員並びに稼働見込時間

除排雪作業に即応できるようにしておくために、次の基準により本作業に要する機械及び人員を用意しておくこととする。

機 械 等 名	基 準（規 格）	稼働見込時間
除雪ドーザ	ホイール型、スノーバケット付、 11 t 級以上、容量2.1m ³ 以上	117 時間
ダンプトラック	積載10 t 級以上、差枠付	150 時間
交通誘導警備員	1 級又は2 級検定合格者	50 時間

4 除排雪場所及び範囲

(1) 除排雪場所

ア 旭川方面本部総合庁舎敷地（旭川市1条通25丁目487番地の6）

イ 2条通25公宅敷地（旭川市2条通25丁目487番地の9）

ウ 旭川方面本部住吉庁舎敷地（旭川市住吉7条1丁目3番地1）

エ 春光5条4丁目車庫敷地（旭川市春光5条4丁目232番17）

(2) 除排雪の範囲

別添図面のとおり（総面積10,735m²）

5 除排雪の実施要領

(1) 除雪

各除排雪場所において、おおむね10cm以上の降雪があった場合に実施することとする。
ただし、春光5条4丁目車庫については、業務担当員の指示により実施するものとする。

ア 旭川方面本部総合庁舎敷地

原則、午前7時の時点で、歩行者及び車両の通行並びに駐車に支障のない状態とすることとする。

イ 2条通25公宅敷地

令和7年12月20日以降において、原則、午前7時の時点で、歩行者及び車両の通行並びに駐車に支障のない状態とすることとする。

ウ 住吉庁舎敷地

原則、午前8時の時点で、歩行者及び車両の通行並びに駐車に支障のない状態とすることとする。

エ 春光5条4丁目車庫敷地

業務担当員の指示により実施するものとする。

(2) 排雪

排雪の実施及び範囲は、業務担当員との協議により決定するものとする。

なお、旭川方面本部総合庁舎敷地の排雪時には業務担当員の指示する場所（３か所）において、交通誘導警備員３名を配置し、通行者等の安全対策としての交通誘導警備を行うものとする。

(3) その他

業務担当員より指示があった場合は、適宜速やかに除排雪を行うこと。

6 集雪及び排雪に伴う投雪場所

集雪は業務担当員の指定する場所、投雪は旭川市の指定する場所とする。

7 安全の確保

業務の処理に当たっては、関係法令を遵守し、作業員による各種事故の防止を図るとともに、来庁者及び出入車両に危険の生じないよう安全確保に細心の注意を払い、また、施設等に損傷を与えないように留意すること。なお、施設等に損傷を与えた場合は、受託者の負担において復旧すること。

8 作業実績の報告

(1) 日報

受託者は、毎日の業務終了後、別紙１「業務日報」を２部作成し、業務場所勤務職員の確認を受け、１部を確認者に提出するものとする。

(2) 月報

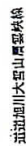
受託者は、１か月の作業実績について、翌月速やかに別紙２「実績報告書」を作成し、上記(1)の「業務日報」を添えて業務担当員に提出するものとする。

9 その他

不明な点は、業務担当員と協議すること。

"

2.5 2.5丁目



•

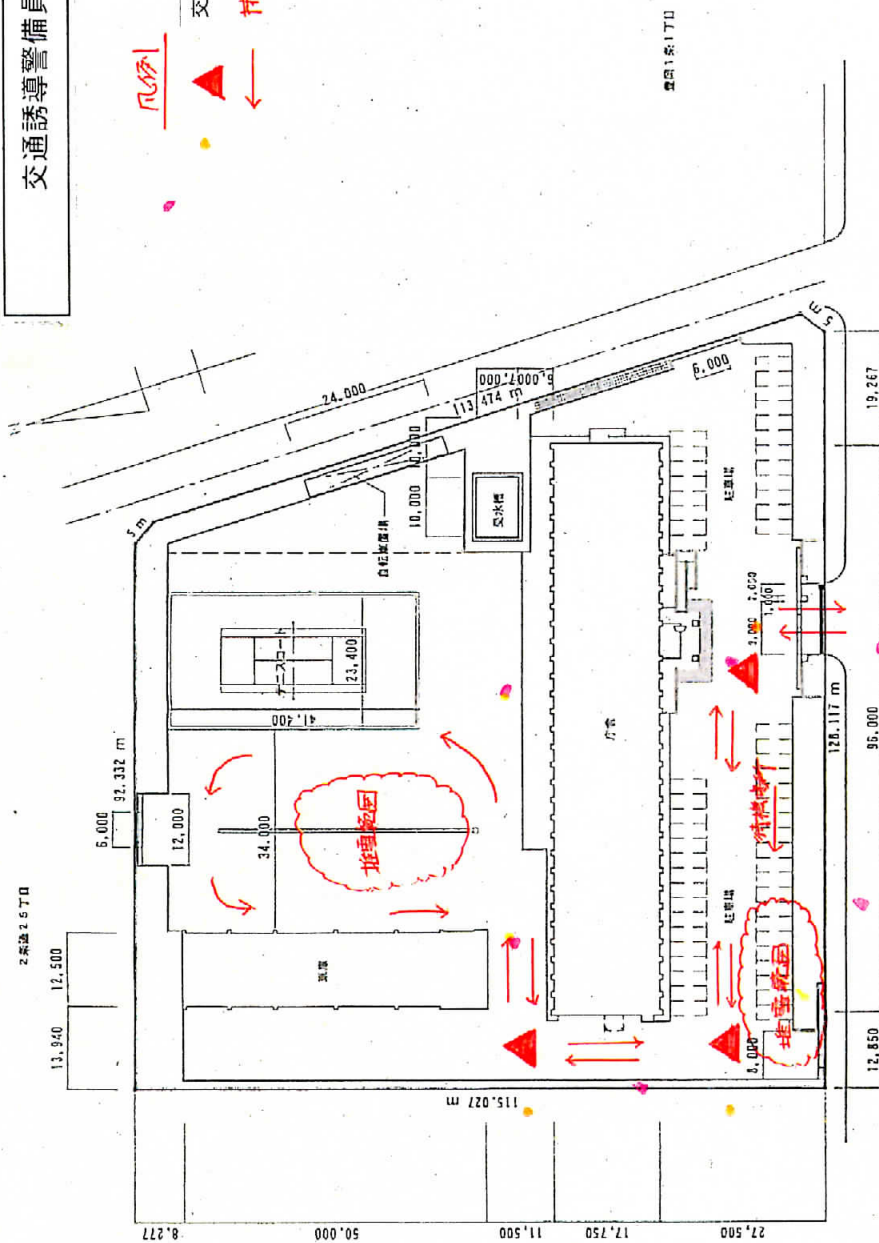
1111

~~1000~~

1000

土地図面

交通誘導警備員配置図



配置図

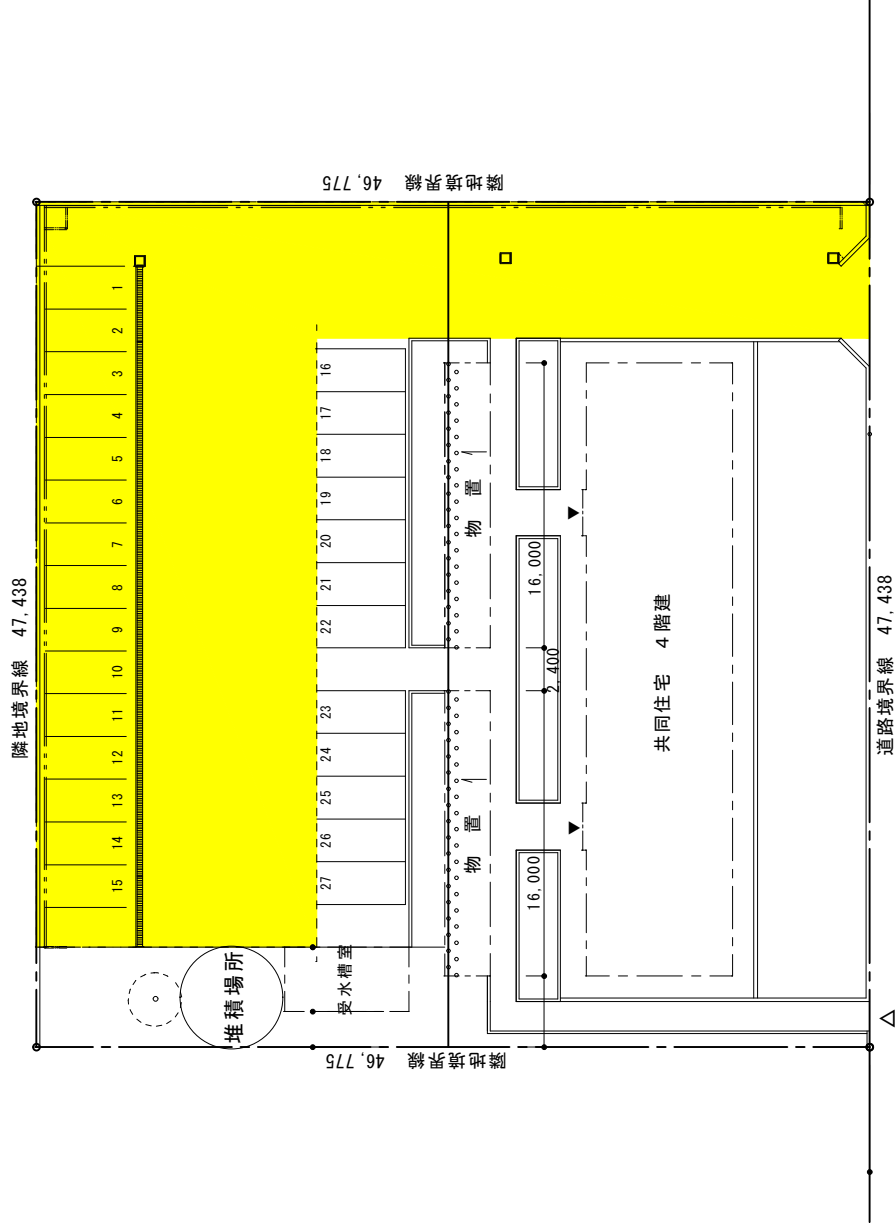
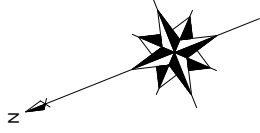
部局名	北海道警察旭川方面本部
口座名	旭川方面本部総合庁舎
所在地	旭川市1条通り25丁目487-6 旭川市2条通り25丁目487-5
名称	土地
土地面積	13087.62 m ²
所有者	北海道

平成14年12月25日
調整者 宮内 崇 (印)

縮尺

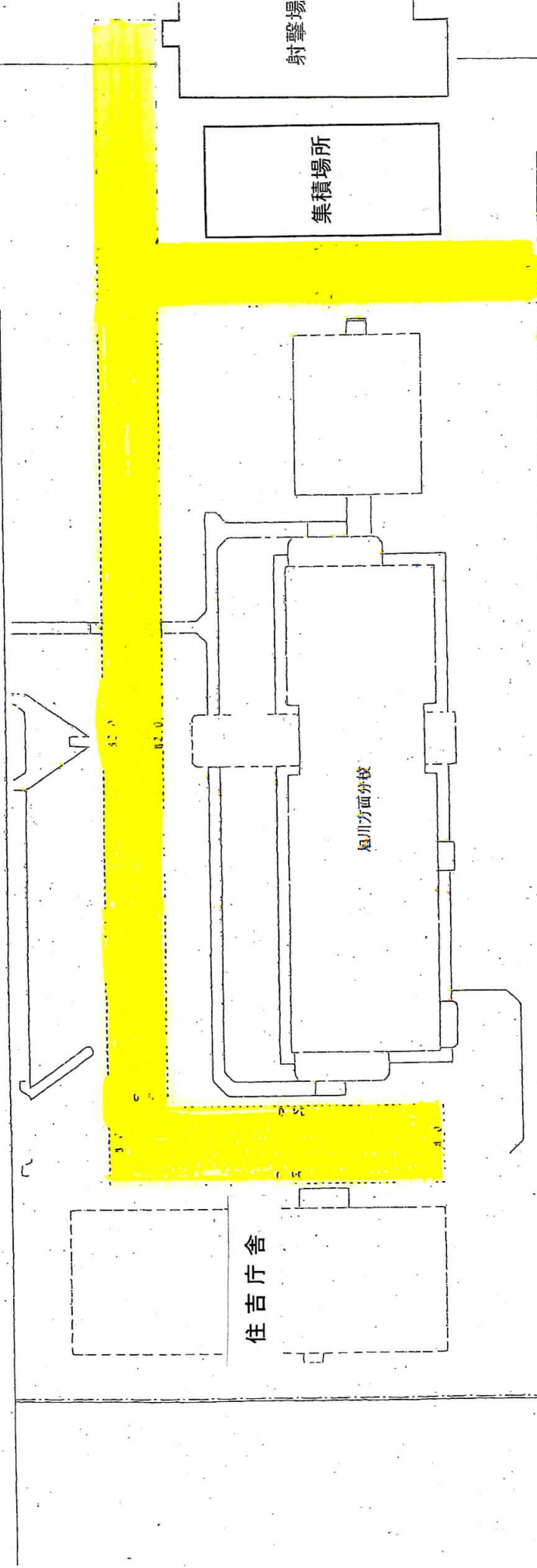
1:1,000

2条通25公宅敷地



除雪範囲 面積 895㎡

住吉庁舎敷地

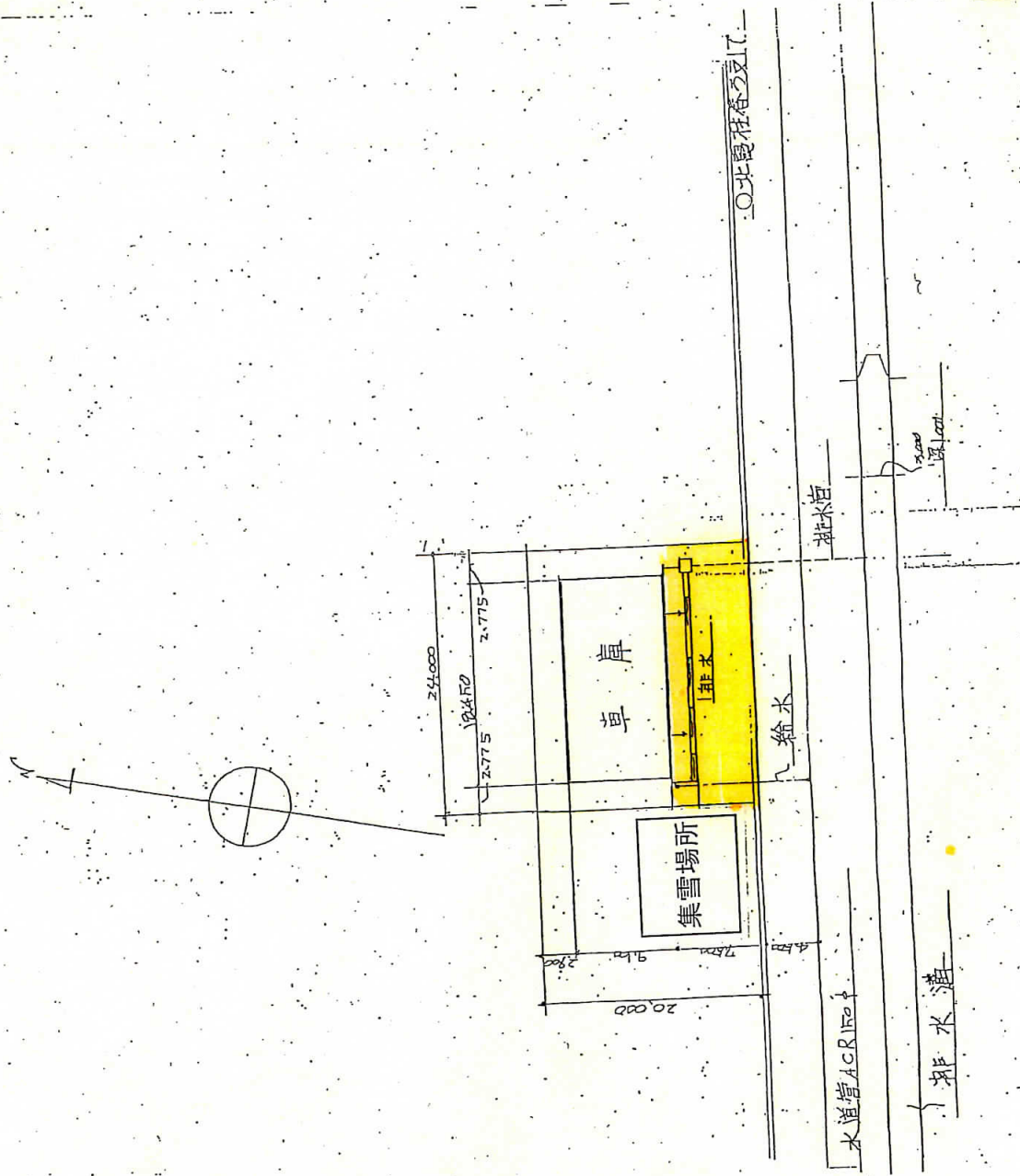


除雪範囲 面積 1,500㎡

旭川方面本部総舎等除雪範囲図	図面	縦	横	1/500	校の内
----------------	----	---	---	-------	-----

配置図

春光5条4丁目車庫敷地



除雪範囲 面積 180 m²

配置図 S/F

縮尺

1/500